

事業所の区域の境界付近以外の場所に設置された放射線測定設備の取り扱いの検討結果について（報告）

1. はじめに

核燃料サイクル工学研究所（以下、「研究所」という。）が原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 11 条第 3 項に基づく放射線測定設備として届け出ているモニタリングステーション・ポスト（以下、「MP」という。）は 10 式である。このうちの 3 式は事業所の区域の境界付近以外に設置されている。

令和 2 年 8 月 12 日に実施した防災訓練実施計画に関する面談において、原子力事業者防災業務計画（以下、「計画」という。）に規定する放射線量の検出及び放射線量の異常検出に係る EAL（SE01 及び GE01）について、事業所の区域の境界付近以外に設置されている MP であっても  $5\mu\text{Sv/h}$  以上となった場合は原災法第 10 条第 1 項に基づく通報を行うなど原子力災害対策指針との不整合が見受けられるため、原因を整理し、修正について説明するようコメントをいただいた。

令和 2 年 10 月 1 日の面談において、当該 3 式の MP（P2、P4、ST1）を原災法上の放射線測定設備から除外したい旨を説明した。これに対し、原子力規制庁より「研究所内で原災法通報事象が発生した際に、全方位網羅は不要だが、卓越する風下方位では、その放出影響を把握できるよう検討する必要がある。」等のコメントを受け、研究所で検討した。

今般、検討結果がまとまったので報告する。

2. 3 式の MP を除外した場合の影響

計画の別表－1 に示すように、核サ研には原災法対象施設（再処理施設、核燃料物質使用施設）が所内に 15 施設ある。それぞれの施設と MP の位置関係について図 1 に示す。

(1) MP の位置

MP は、再処理施設（図中①）の主排気筒を中心に各方位の事業所の区域の境界付近に設置している。

(2) 卓越風

核サ研における卓越風は北東の風、すなわち卓越する風下方位は南西であり、ST5 が当該方位に設置されている。

(3) 放射線測定設備から除外する 3 式の MP とその補完

事業所の区域の境界付近以外の場所に設置された 3 式の MP（P2、P4、ST1）は再処理施設から北西（ST1、P2）、南（P4）に位置する。これらを除外した場合においても、北西には P1、南には P6 が設置してあり、当該 3 式の MP を補完できる。

(4) 他施設（使用施設）への影響

その他の原災法対象施設（核燃料物質使用施設：図中②～⑮）は事業所内に点在しているため、MP が必ずしも各方位に設置されている状態ではないものの、境界付近

でない P2、P4、ST1 が各施設からの卓越風下方位に位置しているものではない。

(5) 当該 3 式の MP を除外しても軽微な影響、補完処置

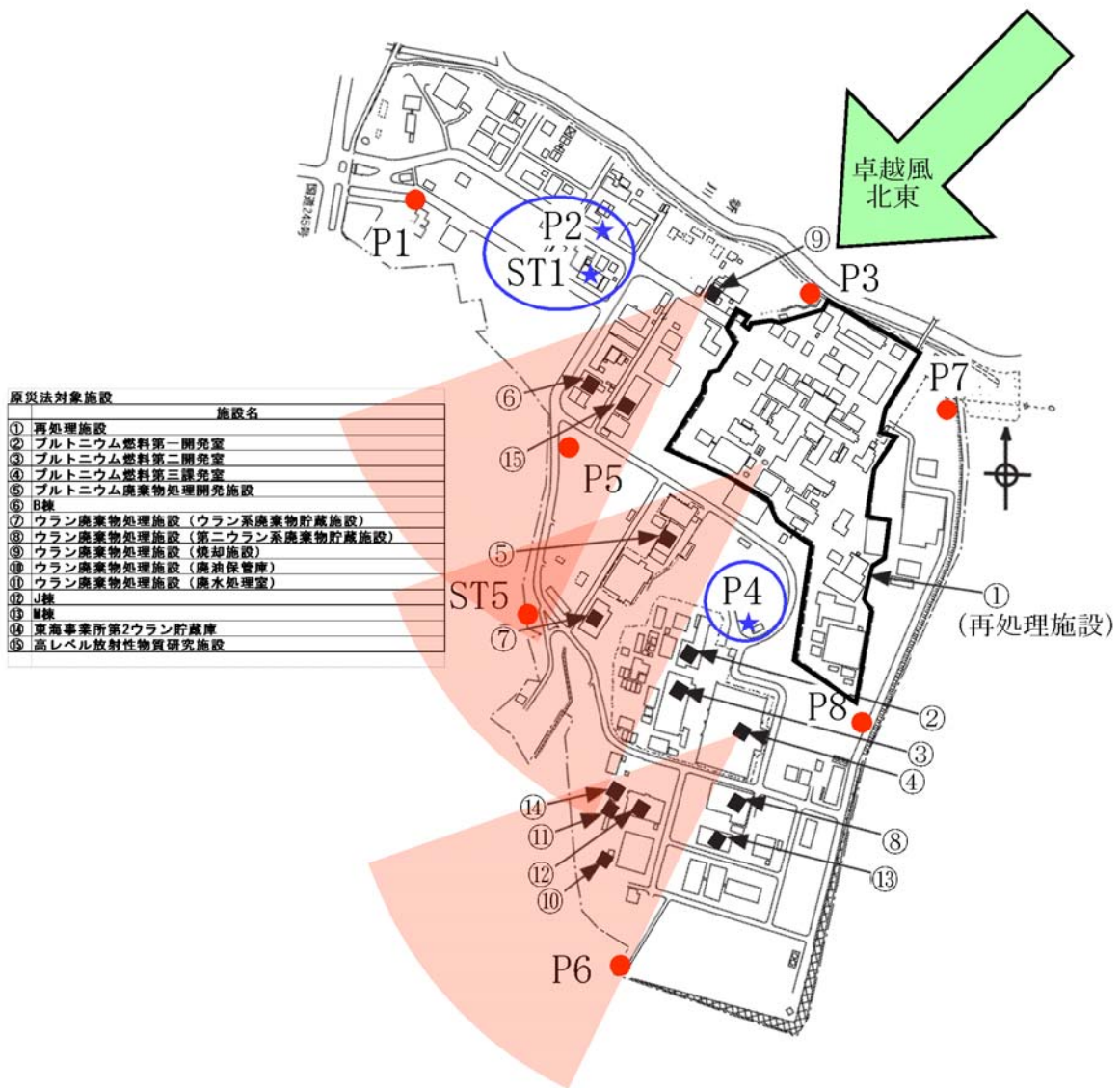
当該 3 式の MP がなくとも、15 施設全ての卓越風下方位である南西方向の MP の設置数に変化はない。なお、方位によっては MP が設置されていない方位もあるが、緊急時には原子力防災資機材であるモニタリングカー等を活用して測定を補完する。

3. 結論

事業所の区域の境界付近以外の場所に設置された 3 式の MP (P2、P4、ST1) を原災法上の放射線測定設備から除外しても、15 施設全てにおいて卓越風下方位である南西方向に設置されているモニタリングステーション・ポストの設置数に変化はない。

当該 3 式については、放射線測定設備から除外する。ただし、放射線測定を継続させ、施設からの影響を早期に把握することに資することに変化はない。

以上



○ 原災法上の放射線測定設備から除外する設備

図1 原災法対象施設と放射線測定設備